

大田原市消費生活センター情報

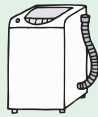
不用品登録状況 (1月19日現在)

◆ゆずりたい ※有料希望は受け付けません

- 家具・インテリア・電化製品・楽器
ダブルベッドマット、洋服ダンス
ローテーブル
二人がけソファ
ドレッサー(小)、学習机・椅子一式
電子オルガン
- その他
室内用ステッパー、ストーブガード
スキーセット、学生服冬用上下、製図版
ぜんまい式腕時計

◆ゆずってほしい

- お母さん・お子さん向け
幼児用チャイルドシート(ベスト型、通常型)
赤ちゃん用階段侵入防止柵
ベビー服、子ども服
ベビー用品一式
ジャングルジム
二人乗り用ブランコ
子ども用マウンテンバイク、バギー
130cm男子用衣料品全般
- 家具・インテリア・電化製品・楽器
ダイニングテーブル一式
コーナーソファ、整理ダンス
掃除機、洗濯機
炊飯器、ガス台
テレビ、電子ピアノ
DVDプレーヤー
- その他
大田原女子高校冬用制服上下(11号)
冬用毛布(シングル・ダブル)
着物一式、自転車
綿くり機、竹製苗運びかご
農業用手押し式溝切り機
大八車、荷車



不用品受け渡しに関する注意事項

- 品物は消費生活センターには置いてありません。センターに連絡をいただいた後は、相手方を紹介し、個人間のやり取りとなります。
- お互いの話し合いにより、原則として無料で受け渡しをお願いします。有料希望は受け付けません。
- トラブルを防ぐため、内容変更や結果(成立・不成立など)をセンターにご連絡ください。
- 連絡がない場合は、登録日から6か月で登録抹消いたします。

■問い合わせ

大田原市消費生活センター
大田原市住吉町1-9-37
TEL (23) 6236
《受付時間》平日 午前9時~正午
午後1時~4時

消費者ホットライン開始

昨年9月に消費者庁が設置され、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けてさまざまな事業を行っています。この1つとして、平成22年1月12日から「消費者ホットライン」が全国的に実施されました。

「消費者ホットライン」は、ナビダイヤルの「0570-064-370」に電話をかけると、お住まいの郵便番号や市町村名を選択することにより、最寄りの消費生活センターで相談が受けられるものです。大田原市を選択した場合、通常の受付時間内であれば大田原市消費生活センターに、土日や祝祭日の場合は栃木県消費生活センターまたは国民生活センターにつながるよう設定されています。

市の消費生活センターに相談したくても土日や祝日は開所していませんので利用できません。しかし、この番号に電話をかけるとその時間に相談できる窓口へ転送される仕組みになっていますので、いち早く対処法などを知りたい場合などに有効です。

国民生活センターの調べによると、消費者被害にあった方の中で消費生活センターなどに相談した方は約1割しかいません。「消費者ホットライン」の実施により、より多くの被害者からの声を聞くことで、被害が大きくなる前に悪質業者に対し処分や指導などをすることができ、皆様に及ぶ被害を少なくすることも期待できます。

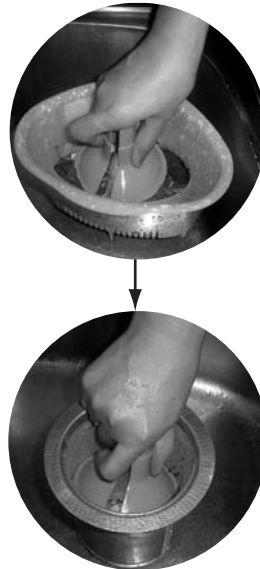
逆を言えば、被害にあっても泣き寝入りして相談しないというのは、だまされたけど「恥ずかしいから人に言いたくない…」、「小額だからあきらめよう…」などという心理をついた悪質業者の思うつぼなのです。

消費生活センターでは次のような消費者と事業者の契約に関する相談を受け付けています。困ったとき迷ったときは一人で悩む前にまずはご相談ください。

- 訪問販売や電話勧誘販売
 - ・勧誘がしつこくて困っている
 - ・契約をしてしまったが解約したい
- インターネットなど
 - ・契約した覚えがないのに利用料金や解約料などを請求されている
 - ・サイトを利用したが料金が高額で納得いかない
- 多重債務
 - ・借金の返済に困っているので債務整理をしたい

■消費者ホットライン TEL 0570-064-370

■問い合わせ
生活環境課環境政策係
TEL (23) 8706



●訂正箇所
生ごみ水切り器使用の方解説面
「排水口かご写真」
(誤)

●お詫びと訂正
先月から「エコバッグ」と「生ごみ水切り器」を市内各世帯に配布していますが、そのセットと一緒に配布したパンフレット内の写真に誤りがありましたので、お詫びして、左記のとおり訂正します。